

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○宮城県議会定例会の招集	(財政課)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	一
○保安林の指定施設要件の変更の予定	(同)	一
○道路の区域変更	(道路課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	二
○土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告		四

告 示

○宮城県告示第七十九号

令和三年二月十六日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和三年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八十号

県営宝塚地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知

事に審査請求をすることができる。

令和三年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年三月十一日まで

三 縦覧場所

仙台市役所、多賀城市役所及び利府町役場

○宮城県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢三二九の二（次の図に示す部分に限る。）、三二九の一〇

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

公益上の理由（海岸保全施設）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

令和三年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年二月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
石巻市雄勝町明神字沼尻二五番一三地 先から 同市雄勝町明神字明神二六五番一地先 まで		前A 九・六 九・九	後A 九・六 九・九	敷地の幅員（メートル） 敷地の延長（メートル） 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
B	A	七・六 一七・四	六〇・七 一六七・八	

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察交通管制センターほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 障害発生時に速やかに復旧対応ができる体制を有していること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三五）へ令和三年二月二十二日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二二一七二一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和三年三月八日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和三年三月二十二日（月）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年三月二十三日（火）午前十時

四 入札に参加することができない者

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び百三十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 22, 2021, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 23, 2021, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

雑 報

○気仙沼市長から、公報掲載の依頼があった。

令和三年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼都市計画事業魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業において、次の者に対する土

地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分のお知らせ、送付すべき場所を確認することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

令和三年二月九日

気仙沼都市計画事業

魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 気仙沼市

代表者 気仙沼市長 菅 原 茂

一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

1 住所 岩手県陸前高田市高田町字森の前三十一番地の二

氏名 松山 ちえち 相続人 嶋村 キヨ

2 住所 岩手県東磐井郡大東町大原字矢ノ目三十九番地の七

氏名 松山 ちえち 相続人 藤丸 れい子

3 住所 東京市日本橋区通二丁目二番地一

氏名 昆野 太弥治 相続人 外地 良子

二 通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、気仙沼都市計画事業魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において定められた別添図書のとおり換地処分をします。

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して三月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合において、裁決があったことを知った日）から六月以内に、気仙沼市を被告として、取消訴訟を提起することができます。

なお、別添図書は掲載を省略し、それらを宮城県気仙沼市南町二丁目二番十二号地先（従前地番：気仙沼市南町二丁目百五十四番一）内の掲示板において掲示する。